

被害・生存者なき時代の「従軍慰安婦」問題と 政治的責任

南基正 ソウル大学日本研究所

問題設定——「被害・生存者なき時代」を控えて

みなさん、こんにちは。このような貴重な時間を与えていただき非常に嬉しく思います。今日お話ししたい内容は、明石書店から出された『日韓関係のあるべき姿——垂直関係から水平関係へ』の中で私の書いた内容をご紹介しますものです。実は1カ月ほど前に、この出版のプロジェクトを立ち上げた横浜市立大学で、横浜総領事館の支援を受けて行われた会議があり、そこで簡単に内容を紹介したことはあります。しかしその際は時間もあまりなかったため十分に質疑応答や議論ができず、もったいなく感じました。そこでもう一度日本の方々に私の考えをお伝えし、それに対する批判を含めて反応を聞きたい、そして議論をしてみたい、そういう気持ちです。今日はじっくり時間を与えていただけるということですので、もう一度この内容をお話ししてみたいと思い、こうしたテーマを設定いたしました。

最初に提案されたテーマは、韓国の尹錫悦政権の対日外交政策と、日韓関係の現状についてということでした。政権が発足した当初、いくつかの対日外交政策が示され、その内容が少し見えたことはありましたが、それ以後具体的な進展はあまり見えないようです。そう簡単に進まない状況がある、そういう観察をしておりました。もちろん、今いろいろと状況を進展させるためのアイデアが出されてはいるようです。ですが、これまで出された内容から大きく外れた、目新しいものがあるのかというと、それはわかりません。これまで出されたものの新たな組み合わせや組み合わせが、その解決になるのだらうと思います。そして、歴史問題というものは、この尹錫悦政権では比較的軽い扱いをされていて、専ら安全保障と経済における日韓関係・日韓協力の重点が置かれています。もちろんそれに対する分析と批判を加えるということも可能でしょう。ですが、日韓関係をこれからいかに展開していくかを考える上では、日韓の間にトゲのように刺さっている従軍慰安婦問題、日本軍慰安婦問題、そして強制動員の被害者

の問題、こういった歴史的な被害者をどうするかということが、やはりもっとも大事な問題になると考えます。それをもう一度洗い直して、考える材料を提供してみたい、それが今日の私の講義の内容の背景になります。

そしてタイトルの「被害・生存者なき時代」ということについてですが、そこにはいろいろな意味が含まれています。生存者がいなくなるということで問題が解決することではない、そういうことももちろん入っています。また、生存していらっしゃる被害者たちの心の癒やしや救済のためにも、当人が亡くなった後の「道筋」がちゃんと見えるようにすることが、生存者への償いのひとつの方法であり、非常に大事なことになります。その意味で、「被害・生存者なき時代」というものを控えて、この問題の意味の大きさというものをもう一度強調しておきたいのです。

いわゆる「挺対協」という運動団体が立ち上げられたのが、1990年の11月でした。ですから2年前（2020年）に30周年を迎えたことになります。「慰安婦」問題解決のための運動は、30年が過ぎてひとつの世代が過ぎた、つまり“ワンジェネレーション”が過ぎたということです。

そして、91年8月14日に金学順さんの証言が出てきました。最初の生存者の証言から30年経った、それが昨年度（2021年）です。今年（2022年）の1月には、いわゆる水曜集会というものが30周年を迎えました。そして来年（2023年）は、河野談話が出されてから30年になります。

このように次々と30周年が続く時期に、生存者が少なくなってきています。自分の意思を伝えることができる人が、ほんの数名になってしまっているのです。しかし未だ問題は解決していません。この状況で何ができるのか、それを考えておきたいというのが、最初の問題提起です。もちろん賠償の問題が最も大きな問題ですが、私はそこには政治的な「現実主義」という考え方が必然的に入ってこざるを得ない、そう考えています。

国と個人にとって、補償または賠償というのは、金銭的な手段によって現状の回復を試みるということです。そして、そのことによって謝罪したということを可視化するのです。問題があるということを取り出して、それを問題にならないように常にコントロールしていく、そういう意味では、日本で最近流行っている「見える化」という言葉を使うことができるかもしれません。とにかく、誰もが謝罪や原状回復ということが行われたということを実感できるような、そういう措置をとるとするのが、「賠償」だと思ふのです。

国家においては、国家の中の国民が生きていく上で必要なこと、つまり失われた主権を回復させて人々の安全を保障したり、金銭的に経済を回復させたりするような努力をすることで、被害は修復可能かもしれません。「主権」とか「経済」といったものは抽象的な概念ですので、それが回復されたという認識を持つことも可能なかもしれません。ですが、個人にとっての失われた時間、またはそこで失われた人生と言うべきもの、そういったものはお金で現状の回復を試みたとしても、決して修復することはできません。これを個人が行うことは到底不可能です。そこで、政治的な共同体が介入してそれを担う、その責任を担うことが、国家の役割になってきます。

そして、国と国との間で行われたことによって被害が生じたのであるとするならば、それを回復するためには、国と国とのやりとりとしての「外交」での具体的な行為、アクションによって解決するということが、「道筋が見えてくる」ということになります。それゆえ、そこにいわゆる政治的な現実主義、つまり「望ましいこと」より「達成可能なこと」とは何かを問い、そのための「政策」で答えるポリティカル・リアリズムというものが介入してくる契機がある、ということになるのです。

しかし、やはりこれは他の外交とは違って、現物としての被害者が存在しています。したがって、仮にリアリズムで回復の過程を展開していくとしても、そこには一定の倫理や道徳が適用されるべきだというのが、長い時間をかけて国際社会の中で定着してきたことです。そこには「被害者中心主義」、「被害者中心の正義」、そして「被害者中心のアプローチ」というものが伴わなければなりません。

しかし外交で問題を解決するということと、そこで人権を守ること、こうしたふたつの方向性というものがこの問題に入ってくると、これを両立させることはとても難しい。人権問題としてアプローチすれば外交的解決が難しく、外交問題としてアプローチすれば人権が侵害される二律背反の状況が作られるためです。しかしこれを分離と排除の関係ではなく、相互補完の関係にしていけることが非常に重要であり、そこにもうひとつの政治的な責任というものが認識されるべきでしょう。

政治的現実主義の試みる和解政策

そのように考えた時、政治的な現実主義というものは何なのでしょう。国と国との間で、国際政治において、政治的なリアリズムというものはどのようなものなのでしょう。それを考え

るには、やはり体系的にこの話を初めて提唱し、それを国際政治のパワー・ポリティクス of the roots に据えたハンス・J・モーゲンソーという人の著作に立ち返ってみる必要があります。

「慰安婦」問題を解決するための韓日交渉過程と関連したものとしては、モーゲンソーが提示した政治的現実主義の六つの原則のうち、第5及び第6の原則が問題となります。モーゲンソーは、政治的な行為の道徳的な重要性を考えていないというわけではありません。むしろ道徳的な立場でものごとを考えてさえいます。ただ政治的な行為の道徳的な重要性は認識しつつも、政治的現実主義の原則は、道徳とは区分される領域を規律する原理であるということを確認しているのです。そしてなおかつ、国際政治においては「法的・道徳的アプローチ」というものが実際上においては不完全なものであるということも強調しています。なぜかというと、国家の道徳というものがある世界の道徳にはならない、そういう状況があるからです。つまり、ある国における道徳的な、または法的な解決が完全になったものだとしても、それは世界においては部分的なものにしかならず、他の原則と衝突するしかない、そういう現状があるということです。

その上で、政治的現実主義に基づいた問題解決を試みる人々が目標を最大限に達成するために用いるべきは外交であって、戦争ではない、モーゲンソーはそう言っています。そしてもし外交でそれを達成しようとするならば、「十字軍精神」、つまり道徳や倫理を現実の世界に実在させようとするような精神は捨てるべきだと主張しました。これは最近の国際政治の展開からすれば、たとえばネオコンなどに対する非常に大きな批判の根拠にもなると思います。今のウクライナ戦争についての考え方にも影響を及ぼすものでしょう。そして、そうしたあり方を実現するためには、政府というものは世論の指導者であるべきであり、世論の奴隷になるべきではないということも言っています。こういった政治的リアリズムという原則から、国としての目標を設定し、達成していく必要がある、それが“Politics Among Nations”という著作の中で言われていることです。それは平和の条件というものをリアリズムの方向から考えたものなのです。ですから、世界で単一の統一された政府というものが不可能な限りにおいては、国と国との間の政治でもって平和を作っていくしかない、こういう認識の下で考えられたある種の原理原則だということになります。

武井彩佳さんは、ドイツとイスラエルの和解を事例に、そこで行われたドイツの外交というものをリアル・ポリティクスによる和解の一定の成功事例として見えています。ドイツは理想主義との対話を諦めたわけではなく、むしろ常に理想主義との対話を試み続けた結果として、政

治的なリアリズムというものを成功させたのだということです。ですから実際の政治においても、そうしたことは過去に可能であったのだと武井さんは評価しています。

そして E・H・カーという人は世界史、またはソ連史への貢献も非常に厚い人ですが、そのような歴史的な眼を持った国際政治学者であった E・H・カーは、政治というものは結局、理想を実現させるものではなくて、理想と現実の間のバランスをとるものである、と述べています。理想を実現させるということに突っ走った結果、むしろその理想を壊してしまうということが往々にして起こるのだと。簡単に言えばバランスが大事だということです。そして、理論と実践の葛藤を媒介に、理論、または理想を主張する知識人と、それを実際に政策として実現し、何らかの成果として残すために努力する官僚との間の葛藤というものに展開していくのだ、ということです。こうしたことは政治が展開する過程における必然なのであり、それがさらに保革間の葛藤や摩擦に見えたり、左右間の葛藤としてあらわれたりしてくる、ということになります。こうしたことを最近の日韓関係に適用するならば、2015年の従軍慰安婦問題に関する「日韓合意」というものが思い浮かびます。このいわゆる「日韓合意」というものは、ふたつの顔を持っています。そこには「理想」があり、しかし理想を完全なものとして具現することができないという「現実」がありました。

再び、「被害者中心主義」とは

そしてもう一方の「被害者中心主義」、いわゆる人権としての被害者中心主義というものは何なのかということについてです。これについては、日本ではどうなのかはわかりませんが、現在韓国はもちろんのこと世界中で、被害者中心主義とは何なのかということが議論されているところです。漢字語や韓国語では被害者中心主義、英語では victim-centered approach、または victim-centered justice という言葉になると思います。それはいったい何なのかということで、いろいろな定義がなされたり、分析や説明が行われたりしているのですが、私が見た中でもっとも体系的に、総括的に、そして明確にこの内容を説明している言葉は、アメリカのある司法判断の中で示された次の言葉だと思えます。そこでは被害者中心主義は、「権力関係を原因として発生する犯罪などにおいて、加害者の処罰を盲目的に追求した場合、その権力関係の下で生き続けなければならない被害者の事後の回復、または権力関係からの解放がかえって阻害される可能性があるため、被害者の欲求と関心に重点を置いて司法の手続き、及びすべての事件解決の手続きを進めようとする傾向」だとされています。

ですから「被害者中心主義など達成できるのか」という方向からの非難、または批判においてよく誤解されるように、被害者中心主義というのは被害者が言っていることを何でもかんでも聞いてあげる、ということではありません。司法の手続き、問題を解決する過程において、被害者の欲求と関心に重点を置いて、それを重んじる、ということなのです。したがって、被害者を解決の過程から排除しないということが最も重要です。そして、それが追求する目標というものは、最終的には犯罪の原因となっている権力関係の解体ということまでも視野に置くものだということになります。

では、これは具体的にはどのようにして可能なのでしょうか。特に、生存者なき時代においてこれが追求できるのか、ということが問題です。被害者が亡くなっている状況で、これはいかにして実現されるのでしょうか。実際にユダヤ人問題においては、もうすでに状況がこういうところにきています。そこで考え出されてきた方法が、intertextual generative memory というものでした。英語で読んでも理解できそうでできない、非常に難しい言葉ですが、私は一応「相互テキスト的に生成される記憶」と訳してみました。お互いに絡まっているいろいろなテキストを使って、新しく作られる記憶、ということができのでしょうか。記憶というのは非常に断片的なものであったり、部分的なものであったりします。それゆえ、それらを繋ぎ合わせて、全体的な記憶としてもう一度生成する必要がある、ということでしょう。そういったものが中心となるような、そういったものが作られるような状況を作ること、これが被害者中心主義だと考えます。

では、それを実現するためには何が必要になるのでしょうか。たとえば、これをホロコーストの場合で考えるなら、ホロコースト、または被害の記憶に関わる現在と未来の人々の中で、たとえ小さなことでも意味のある繋がりが作られるように、文学、写真、哲学とともに、記念館訪問の経験などを生産的に合流させること、そのようなことではないかと考えます。現実的には、博物館や研究施設や展示施設などを一堂に、ひとつに合わせたもの、そのような空間を作り、そこで記憶に関わる時間を体験する。そうしたものを作ることが必要なのではないかと、私は理解しました。

再び、「政治的責任」とは

ではもう一度、「政治的責任」というものは何なのかということを考えてみたいと思います。これはアイリス・マリオン・ヤングという人の本を読んで私が理解したことですが、彼女の提唱する「社会的連結モデル」というものが非常に重要です。これまで「加害」と「責任」

ということについては、いろいろな考え方が提示されてきましたが、アイリス・マリオン・ヤングという人はアーレントの業績の上に立ちながらも、アーレントの足りないところを突くことができていると私は考えます。アーレントが言っているように、国家の犯した犯罪について、誰か一人に責任をなすりつけるということは不可能だし、意味がありません。したがって倫理的な立場においては、みなと同時にそれについて深い罪の意識を考える必要があります、そうならない限り加害の歴史を絶つことはできない、そうした意識のもとでアイヒマンについてのアーレントの叙述が出てきています。ですがヤングによれば、被害者中心主義が被害者なき時代の政治的責任になるのは「みんなが有罪だから」ということではなくて、国家が犯した罪の償いの問題が世界の秩序に関することだからだ、ということなのです。世界の秩序が個人を離れて、政治的な共同体を媒介として、時間を遡ったり未来志向的に繋がったりするからなのだと、そのように彼女はアーレントの議論をもう一度膨らませました。責任を認識することが公的かつ集団的に行われる行為であるという点において、被害者中心主義が被害者なき時代の政治的責任として位置づけられることになります。

そこで大事なのが「社会的連結」ということを考える必要です。ヤングは、いわゆる法的責任、またはそこから派生して道徳的な責任を追及するということは、過去志向的なことであり、その加害者を隔離・分離させることによってむしろ責任意識を薄めるという結果に繋がる可能性がある、と言っています。つまり加害者を隔離しない、加害者に対する処罰だけに終わらせないということを追求しているのです。そういった意味では、非常に矛盾するかもしれませんが、「加害者を受け入れる」と、言うとおかしいのですが、どう言うべきでしょうか、「加害者とともに」ということも少しちがうかもしれませんが、とにかく加害者を相手側のほうに追いやらないという、そういう方法がどのようなものかを考えないといけない、ということなのです。過去志向的な法的責任の追及とは異なり、政治的な責任を付与する主な目的は未来志向的なものです。責任というものは、本質的に共有され、政治的集団行動によってのみ免除される、つまり、全体が責任を共有し、政治的な行動が必要だということをみなが認識するようになるということによって、その責任を果たすということが可能なのだ、ということになると思います。被害者中心主義を社会的連結の中で具現すべき原則であるとするならば、その責任は、社会的連結が意識される政治的共同体が持続する限り、被害者の生存の有無に関係なく追求されるべき未来志向的な課題となるのです。

「和解の国際政治」と被害者中心主義

つぎに、国際政治、外交上における問題があります。もちろん外交の場とは違う社会的ないろいろな領域で「責任」というものが考えられるべきです。それを前提として認めながらも、2015年の合意というのも結局は「外交」の結果として出されたものであり、それを否定するというのも、外交というものをどのように考えるかということにつながっていきます。国際政治において「和解」というものは何なのか、それを少し考えてみる必要があると思うのです。

国際政治学、または国際関係論というものには、大きく4つの考え方があり、「和解」についても四つのアプローチがあります。ひとつは、先ほども述べたモーゲンソーから発展してきたリアリズムのアプローチです。そこでは和解は、国益（特に安全保障上の利益）の調整と共有によって可能となると考えられます。そして、それに対抗するようなかたちで、リベラリズム、またはインスティテューショナルリズム（制度主義）という考え方があります。制度主義的アプローチでは、和解は安定した平和を創出するための協力の中で実現が可能だということになります。そして三つ目は「構成主義的なアプローチ」ですが、そこではアイデンティティの変化を通じた相互認識の浸透の中で和解が可能であると考えられています。そして最後に、加害者の処罰と被害者の容赦による懲罰と回復によって和解が可能だとする「正義論的アプローチ」があります。問題を解決して、次の段階に進んでいくのだという、そういう考え方は、

こうした四つのアプローチがある中で、では被害者というものはその中でどのように位置付けられているのか、それを考えてみる必要があります。リアリズムのアプローチでは、そのアクター、国際政治を展開する主体というものは、基本的には国家ということになります。そこでは被害者の領域は非常に小さくなっており、被害者を支援する社会、つまり市民社会の出番も同様に非常に小さいものとなります。たとえば、日韓関係において、このリアリズムのアプローチから出されたものとして理解できるのは1965年の日韓基本条約です。2015年の合意もこういったアプローチの結果でしょう。

それに対して、多様なアクターが参加して、そこでインスティテューションを作っていく、そういう主体たちのゲームとか取引だとか、合意だとか、こういったものによって制度が作られていくと考える制度主義のアプローチから見ると、特に民主化後の韓国の市民社会が歴史的な被害者の問題を解決する必要があるという声をアクターとして大きく出したことによって、この問題が違う段階に差し掛かった、とすることができるでしょう。ですから、93年から日本

側から出されたいろいろな歴史認識上の重要な文章、文書は、このアプローチの結果です。たとえば河野談話だとか村山談話だとか、それらを引き継いだ金大中・小渕共同宣言、日朝・朝日共同宣言、そして菅直人談話に至るまで、こういったものは制度主義的なアプローチの結果なのです。もちろんそこには韓国や日本側の国益をどうするかという考えが入ってきてもいるのですが、主には制度主義的なアプローチから見ることができます。

構成主義的なアプローチでは、被害者のアイデンティティを加害・被害の両国が共有する過程で、被害者中心主義がより重要な価値になってきます。けれども、これはまだ日本や韓国の中では起こっていないものではないでしょうか。両国の市民社会の中ではある程度そういったことが起きているとは思いますが、それが国のアイデンティティというところにはまだ到達していないようです。到達どころか始まりもまだ見えてこないような、憂鬱な状況です。

そして被害者中心主義というものが完全に、そして全面に出てくるのは、やはり正義論的なアプローチにおいてです。そこで初めて被害者中心主義は実現されるべき核心価値になります。ですが、やはりこれも今のところは非常に難しい状況であると言わざるを得ません。ですから国際関係論のいろいろな理論から見ても、リアリズムのアプローチが行われて、制度主義的なアプローチによってそれが補完されているというのが、今の現実であるということになります。そしてこれからこういった状況をここで終わらせるのではなくて、構成主義的な、そして正義論的なアプローチまで引っ張っていくことが必要です。それがもうひとつの政治的な責任かもしれません。

韓日関係における被害者中心主義

ここに集まっていらっしゃる人はある程度は知っていることだと思いますが、韓日関係、特に韓国側から日本に対する外交を行う上で、被害者中心主義というものが重要な概念として出てくるのは、2015年の合意を批判する根拠としてです。もちろんこれは、この時初めて韓国側から突如として出てきたものではありません。2000年あたりから韓国の中で、特にいわゆる韓国語では運動圏と言いますが、市民運動やいろいろな労働運動、学生運動、こういった運動を展開する側において、その中で起こった性暴力やセクシュアルハラスメントというものを処理していく過程で出てきたものです。人権に敏感なところで起きたことだったため、それが大きく取り上げられて、韓国の中で大きな議論になりました。ですからある意味では、10年以上の被害者中心主義的な考え方の歴史が韓国の中にはあったということになります。そうしたものが韓国社会の中に広がっていた中で2015年の合意が出たので、この内容には非常に問題があ

るという認識が大きく出てきて、交渉の過程と合意の内容において被害者が排除されているという問題提起が行われました。それは19年の12月27日に出された韓国の憲法裁判所の判断です。2015年合意に対する韓国の検証タスクフォース（慰安婦合意検討タスクフォース）の報告書が17年に出されますが、その2年後でのことです。これは被害者中心主義の見地から見て合意には問題があるということをも文化したものであり、そこから韓国は被害者中心主義を外交原則として取るようになりました。

そして、その被害者中心主義に対する非難というものが（私はこれはほとんど非難だと思っています）、被害者中心主義という見地に立つと問題は解決できないですよという、脅しのよなものが、日本側から出されました。その中には、「被害者中心主義」があたかも文在寅という個人の傾向・趣向であるかのような論じられ方がなされていたのですが、そうした非難に対抗する形で、「被害者中心主義」は国際社会の大原則であると文在寅大統領が反応しました。それが2020年の2月です。

国際社会の実際のところはどうなのでしょう。国連においては、被害者人権宣言というものがもうすでに1985年に出されています。むしろ、韓国で2000年代にようやくこういったことが一般的になったのが遅すぎたのだというほどに、国際社会の中では被害者中心主義というものは問題を見つめるひとつの重要なパースペクティブになっていたということが事実です。したがって、文在寅大統領のこうした言及というものは的を射た、もっともまともな反応であったと思います。ところが日本政府は、これは外務省の幹部の言葉ですが、慰安婦問題などで被害者中心主義を掲げている限り文在寅政府とは関係改善の糸口すら見出せないと発言し、被害者中心主義を全面的に否定しました。そして私が聞く限りにおいては、今の韓国の尹錫悦政府では被害者中心主義についてまったく言及しておりません。

「2015年合意」の再検討

では2015年合意というものは、今はどうなのか。従軍慰安婦、日本軍慰安婦問題の解決を考える上では、否が応でもこの2015年の合意というものを考えなければなりません。それをどうするかということが、ひとつの出発点にならざるを得ないのです。それを避けて考えるのはその問題に正面から取り組まないことだと、私は思います。その合意というのは今どういう状況にあるのか、それを考える必要があるのです。

韓国側で国家的な権威を持っている組織として検証タスクフォースが出した報告書、これは2017年の12月に出された報告書ですが、ここでは、日本政府の責任の認定、総理の謝罪と反省の表現、予算措置の実施という三点においては進展があったとされています。しかし平和の少女像、国際社会での批判の自制、最終的かつ不可逆的解決という問題、この三つの問題については被害者中心主義に違反しており、これは問題だという結論でした。韓国の大統領府、青瓦台やその行政の長である李洛淵総理、そしてまたは外交部なども、この結論に沿った形で2015年合意というものに対する理解をしています。文在寅さんは、ここは私は重要なところだと思いますが、政府間合意であることは事実だが、事実であるにも関わらず、被害者中心主義を実現した解決とは言えない、という発言をしています。ですから政府間の合意だということ認めた上で問題提起でした。あたかも2021年に従軍慰安婦問題に対する新しい判決が出てから態度を変えて、そこで初めて合意を認めたという風な認識を韓国の内部でも、または日本でもしていますが、実はそうではありません。文在寅大統領は、このタスクフォース報告書が出た直後からこれは政府間合意だということは一応認めてはいるのです。それは仕方がない事実だけでも、被害者中心主義ということから考えたら、それはまったく足りないものだという認識なのです。覚えていらっしゃる方がおられるかもしれませんが、2018年の年頭に被害者の方々と青瓦台で食事会を開いて意見を聞くという機会を文在寅大統領が作っています。そういう行動をしたその日に、当時は入院をされていたキム・ボクトン・ハルモニを訪問して、その両手を握りしめながら、これは政府間合意になっているため非常に難しく大変なことですが、しかし被害者中心主義を実現してこの問題を解決したい、と言っています。ですから文在寅政権としては、合意というものはたしかに存在しており、それを破棄したり再交渉を要求したりするということはちょっと難しくなっているが、しかし問題はあるのだということで、日本側からまずそうした問題を解決するための行動をとって、なんらかの補完をするということであれば、それを待ってみようという、そういう「待ち」の姿勢だったのです。

一方でこういう姿勢は、朴槿恵大統領を弾劾に追い込み、文在寅政府を作る上で非常に大きな役割をした市民社会から見ると、はなはだ不十分なことでありました。特に挺対協や当時の正義記憶財団は非常に不満をつのらせていて、問題があるという認識でしたから、ただちに和解・治癒財団を解散して10億円も返還し、合意の破棄と無効化を宣言すべきだと要求していました。そういう状況で文在寅大統領は、この問題について、対日外交の重要性ということを念頭に置きながら苦渋の選択を行っていた、ということが理解できます。

では国際社会のほうでは、どのような反応だったのか。合意に対してはいろいろと批判はありました。国連の拷問防止委員会や女性差別撤廃委員会でも声明を出して、被害者中心主義に反する内容があることを指摘し、問題があるという点は強調しています。しかし一方で合意は合意だという、そうした考えもあったようです。ですから被害者中心主義を反映するように合意を revise 「改正」するべきだということであって、破棄や無効化を宣言するというではありませんでした。そこに書かれているのは、while welcoming the agreement 「合意は歓迎しながらも(拷問禁止委員会)」という言葉だったり、in the implementation of the bilateral agreement 「両者の合意を履行するにおいて(女性差別撤廃委員会)」、そういう言葉になっています。ですから、そういった国際社会の認識もあるということのひとつの前提として踏まえる必要もあるでしょう。

そして、被害者中心主義を反映すべきだという国際社会からの要求を実現させるためには、いろいろな前提が必要ではあるのですが、和解・治癒財団を継承する新財団を設立し、10 億円の残余のお金を使って記憶継承のための事業を実施すること、それが現実的な解決案ではないかと考えます。その事業というものが、先程の intertextual generative memory というものを作ることです。これから長期に渡って、被害者が亡くなるということを念頭に置きながらも、被害者中心主義を具現するひとつの方法を考えていく必要があるのです。これが合意とそれを取り巻くさまざまな状況から考えて、やるべき行動であると私は思います。

解決の出発点としての 2015 年合意

解決の出発点として 2015 年の合意があると、私は先ほど申し上げました。私の見解からすると、この合意は今ほとんど死文化されています。それは韓国側の責任だというのが日本側の批判です。しかしこの合意の文章に立って考えると、日本政府の合意履行がなされていないことが今の状況の問題の根源です。日本は「10 億円払ったじゃないか」と言いますが、それはこの合意の基本精神、または合意が言っている文章の中の行動ではない、というのが私の理解です。なぜかというと、文政府が日本側に要請したいいわゆる「行動」、日本政府に要請した行動というのは、「事実を認めた上での心を尽くした謝罪と再発防止の約束」でした。その行動を「待つ」ということだったのです。これこそが合意の基本精神であって、これを行うのだということが合意の文章の中に書かれているのです。当然それは追加措置ではなくて、合意を全うするための必要措置であるということなのです。ですから合意に沿ったそうした行動をしない

日本を相手としては、この合意は履行できない、全うできないというのが、ここからわかると思います。

「最終的かつ不可逆的解決」ということも非常に問題です。その前後の文章を合わせて読む必要がありますが、これは日本による措置が行われることを前提に「問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する」となっております。ここでいう日本による措置には10億円の提供を含め、それによって行われる「元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒やしのための事業」までを含めるものなので、そうした事業を着実に進めることが「解決されることを確認する」前提になっているのです。ですから、最終的かつ不可逆的な解決がされるというくだりは、2015年合意がロードマップの合意としてあるということを逆に言っているのだと、私は理解します。合意文の文章をよく読んでみると、10億円の提供だけでは日本の行動としては足りず、2015年の合意に沿うよう日本の行動が補われる必要があります、それを前提に次に進めることが可能となる、というのが現状なのです。これと比較して65年の請求権協定を見ても、そこにおいては、請求権問題が「解決されたこととなることを確認する」という表現になっていて、文章が少し違います。ですからこの2015年合意というものは、解決の時点合意の時点では確定できない「未来のいつか」に設定しており、なお、この合意は文書（ぶんしょ）にもなっていないものなので、これから「合意の文書」を作るためのロードマップとして2015年の口頭の合意が存在するのだと、私は主張しています。

日本側の対応にもそういう認識が見えます。検証タスクフォースの報告書が出されてから間もない頃の2018年の1月8日、韓国外交部がこれに対する後続措置をとるという行動に出るからの日本側の反応ですが、韓国側のこういった動きに対する日本側の行動はいかなるものかということを知って河野外相が話した言葉が、「我々も履行するし、韓国側にも履行を要求」ということでした。ここではちゃんと日本側も「我々も履行する」ということを言っているのです。ところがその後、あたかも日本はもうやることはないというような態度に変わってきています。これはやはり日本側の戦略なのでしょう。しかし、これは合意に則った行動ではないと私は思います。ですから日本側が必要措置を取らない限り合意は最終的には死文化するのであり、その責任は日本側にあります。それが、このいわゆる合意の文章からも見てとれることです。

心のこもった謝罪（ 진정한 사죄 ）とは

こういう風にお話をしますと、「ではいつまで謝罪していかなければならないのか」と、そういうことを日本側から言われます。「心のこもった謝罪とは一体どういうものですか?」と言われることもあります。しかし私は、私たちに聞かなくても、日本側、日本人は既にそういったものを十分に知っているのではないかという気がします。それはすでに、日本の国内では定着しているものなのです。その一つの例を、日本の大衆ドラマを例に見てみます。そして次に日米間に行われた謝罪、和解というものを見てみたいと思います。

まず79年に最初に放映されて、日本の国民的なドラマになった『3年B組金八先生』から取ってきてみました。

学生：（前略）先生は先生の責任で答えるべきです。

金八先生：では、その前にきまりをつけておこう。オカムラの言うとおりに、授業を放棄したことは本当に申しわけないことだと思っています。先生、謝ります。どうもごめんなさい。いやでも、日本は法治国家だからね。ごめんなさいで済むんだったら警察はいらないのだから。なんか悪いことをしたら何らかの形で償わなくちゃいけない。だから今からそれをやる。【映像終了】

償いのやり方、というのは少しおかしいかもしれません。けれども、とにかくそういった「償い」をしなければならないということを金八先生が言っています。これは当時の流行語だったのでしょうか? 「日本は法治国家だからね、ごめんなさいで済むんだったら警察はいらないんだ」というのは、「償い」というのは、個人的にごめんなさいということだけでは終わらない。公的に、公に認められた何らかの形でそれを示さないといけない、そうしたことがここでは示されています。それがこの僅か1分強ですか、2分にもならない、1分10秒ほどのこの時間の流れの中に、全部詰められているのです。事実の率直な認定、反省と謝罪の直接的な表現、そして原状復旧のための法的救済の約束、そして即時の行動という風に、流れるようにワンセットになって示されています。これが途切れ途切れになって別々な行動になってしまっただけでは意味が伝わりません。「償い」ということは一連のこういった段階的な流れになっている必要がある、それを端的に表現している場面だと思っています。

もうひとつ見てみましょう。今度は、オバマさんと安倍さんが日米を行ったり来たりしながら、いわゆる「日米間の和解」というものを進めた時のものです。そして同盟が強力なものになったということを示しています。まずこちらから見てみましょうか。

オバマ：*Why do we come to this place, to Hiroshima?*

(なぜ私どもはこの地を訪ずれるのか。広島という地に。)

オバマ：*We come to ponder a terrible force unleashed in a not-so-distant past. We come to mourn the dead, including over 100,000 Japanese men, women and children, thousands of Koreans and a dozen Americans held prisoner.*

(私たちはそう遠くない過去に解き放たれた恐ろしい力に思いをいたすために来ました。10万人以上もの日本の男性、女性、子どもたち、何千人もの韓国・朝鮮の人々、そして12人のアメリカ人捕虜の死を悼むためにまいりました。)

オバマ：*Their souls speak to us. (….) Someday the voices of the hibakusha will no longer be with us to bear witness. But the memory of the morning of August 6th, 1945 must never fade.*

(彼らの魂は私たちに語り掛けます。(中略)そしていつの日にか、証人としての被爆者の声を聞くことがかなわなくなる日が来ます。しかし、1945年8月6日の朝の記憶が薄れることがあってはなりません。)

次は、それに対して、安倍前首相が今度はハワイを訪れた時の行動を見てみてください。演説を終えた安倍さんが老米兵の前で跪いて何かを話しています。

先の映像で確認できるように、オバマ大統領は、戦争を仕掛けた加害者は日本であったにもかかわらず、原爆被害者がいるということで日本にやって来ました。明確な謝罪の言葉は示さなかったとしても、被害者の前に行き、被害者から言葉を聞き、被害者を胸に抱いて、背中を

さする、そういったことで心を慰める、韓国語でオルマンジダ (어루만지다) といいますが、そういった行動をとりました。

それに対して、今度は安倍さんがハワイに行って、米兵の前で跪いて、その話を聞いて、そこで言葉を交わすという行動をしたのです。それに対してアメリカのこの老兵は、別に謝罪をする必要はない、その行動そのものが私たちへの謝罪のメッセージだと、そのように捉えています。人の前に跪くということが安倍さんはできる人なのです。日本は、安倍さんは、アメリカにはこういうことができるのです。

「謝罪」と「容赦」、そして「和解」

次は、「許すということは何なのか」ということについて考えてみたいと思います。非常に重たく、非常に難しい問題です。私は、簡単に「和解」という言葉は出してはいけない、と思いますが。まず謝罪と容赦とは何か、許すということは何なのかということについて、ジャック・デリダという人の言葉を聞いてみましょう。

(容赦の概念について)容赦不可能なものがあるという事実から出発しなければなりません。事実上それこそ、容赦しなければならない唯一のものではないでしょうか。(中略)もし、容赦できるように見えること、カトリック教会が「軽微な罪」と呼ぶものしか赦す心構えができるというのなら、そのとき、容赦の概念は消えてしまうでしょう。もし、赦さなければならない何かがあるとしたら、それは宗教的言語で人々が「大罪」と呼ぶ最悪の、容赦できない犯罪や過誤でしょう。(中略)従って、容赦は、ただ容赦できないことだけにすることです。(ジャック・デリダ『世紀と容赦』)

これはとても難しいことです。容赦できないものであるから、それに対してするのが容赦だということを言っているのです。容赦できるようなものを容赦するのは、それは容赦ではない。仏教にもそれと類似したような考えがあり、もちろんバイブルにもそういった考えがあります。

そのような最高のレベルの倫理的な行動としての赦しというものは何なのか。韓国の映画を例に考えてみたいと思います。韓国語でのタイトルは『ミリャン (밀양)』、英文や日本語で

は『シークレット・サンシャイン』となっている映画です。この映画では「赦すことの難しさ」が非常に端的に表現されています。皆さんの中にも見たことのある人がいるかもしれません。私はこれを韓国語で「容赦」ということを表現した最もレベルの高いテキストと評価しています。ある女性が息子を誘拐され、そしてその息子は殺害されてしまいます。彼女は自分の息子を殺害した犯人を神の教えに従って赦そうとして面会に行くのですが、面会した犯人の口から出てきた言葉は、「私は既に神から赦しを得た」という、そういう言葉でした。その場面を見てみましょう（編集註：ここで、映画『シークレット・サンシャイン』を上映）。

この後、彼女はものすごい混乱に陥ります。そして教会の集会で、牧師が赦すということの難しさについて語っているところで、その言葉を遮ってこう言います。

赦しなさいって？ どうやって？ 赦そうとしても私にはできない。あいつはもう神様から赦しを受けたって……、そして心の平和を得たというのよ。(中略) 既に赦しを受けたというのに、私がどうやってまた赦すことができるの？ 私があいつを赦す前に、どうして神様が私より先に赦すことができるの？

この映画のメッセージはわかりそうでわかりづらいところがあるのですが、傷を癒やすということがどういうことかについて、最後に若干のヒントが出てきます。とにかく謝罪と容赦ということの難しさの背景には、「和解ということの不可能性」というものがあります。そう簡単に「和解」を言うてはいけないということです。「和解」を高い見地から、道徳的な見地から進めるということは、ある意味では暴力であるということ、私はこの映画のメッセージをそう受け取ります。

そしてもうひとつだけ見てみたいと思います。これは“The Reader”、日本語では『朗読者』となっていて、映画のタイトルが『愛を読むひと』となっています。その最後のところで

作中のマイケルという男性には、幼い時に恋愛関係にあった女性がいるのですが、ハンナというこのドイツ人女性は、かつてユダヤ人虐殺に関わったという前歴を持っていたため、裁かれて終身刑を受けることとなります。彼女は囚人として生きていく中で自分の罪というものを理解していくようになり、監獄の中で働いてお金を貯めて、それを何とか謝罪の証として被害

者に与えてほしいとマイケルに託すのです。彼女は模範囚として出所する直前に亡くなってしまふのですが、あまり映画の内容を話してしまうともったいないかもしれません。そういう状況で、マイケルはユダヤ人団体に行って、その女性の思いを伝えながらお金を渡そうとする、そういう場面です（編集註：ここで映画『愛を読むひと』を上映）。

マイケルが渡したハンナからのお金を、被害者の娘は受け取らない。もちろんこの人自身も小さい時に収容所に入れられて苦勞した人です。そのお金は受け取らないで、かわりにブリキ缶だけを受け取って家族写真の前に置くことで、この場面は終わります。お金は受け取らない。お金を渡されてそれを受け取ることは、ハンナを赦すことになる。免罪するということになる。だからそれはできない。けれど I will keep this、このブリキ缶は私がもらいますと言っ、それを家族写真の前に置く。これがひとつの行動なのですね。これが「和解」かどうかはわかりません。けれど、intertextual generative memory ということのひとつのヒントとして、私はこの場面を見ました。時間があれば、皆さん、この『ミリヤン(シークレット・サンシャイン)』、『The Reader(愛を読むひと)』、こういった映画を見てください。または他の映画も。いろいろな表現の仕方があります。「和解」というものを現実的にどう形にするのか、それは非常に難しい問題です。今日の私の話も発言もひとつの提案ではありますが、それが正解だということを言っているものではありません。みなさんと議論をしてみたいということで提示したものです。以上です。ありがとうございました。

ナム キジョン

ソウル大学日本研究所教授。1964年生まれ。東京大学大学院総合文化研究科博士課程修了、博士（学術）。主な著書は、『朝鮮半島の和解・協力10年』（共著）（お茶の水書房、2009年）、『歴史としての日韓国交正常化Ⅱ：脱植民地化編』（共著）（法政大学出版局、2011年）、『기지국가의 탄생：일본이 치른 한국 전쟁』、서울대학교출판문화원（『基地国家の誕生—日本が戦った朝鮮戦争—』ソウル大学出版文化院、2016年）。